

## やってはいけない!? こんな相続対策 ～特定の評価会社～ その5

今回から「やってはいけない!? こんな相続対策」をシリーズで解説することとしています。第五回目は「特定の評価会社」についてです。

### 1. 特定の評価会社とは

通常の事業活動を行っていると思いがたい状況にある一定の会社（これを「特定評価会社」といいます）については、その会社の規模区分（大会社・中会社・小会社）に関係なく、特別な評価方法（原則として「純資産価額方式」）によって評価します。ただし、「特定評価会社」に該当する場合でも、「開業前の会社」や「休業中の会社」、「清算中の会社」以外の会社は、「同族株主等以外の株主」が取得した株式については、特例的評価方式の「配当還元価額」で評価することができます。

#### ● 特定の評価会社の相続税評価額

会社規模区分	評価方式	
比準要素数1の会社（※）	類似業種比準価額×0.25+純資産価額×0.75	純資産価額とのいずれか少ない金額
株式等保有特定会社	S1+S2方式	
土地保有特定会社	純資産価額方式	
開業後3年未満の会社		
比準要素数0の会社		
開業前・休業中の会社		
清算中の会社	清算分配見込額の複利現価方式	

（※）比準要素数1の会社とは、類似業種比準方式で評価する場合の3つの比準要素である「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額（簿価）」のうち直前期末の比準要素のいずれか2つがゼロであり、かつ、直前々期末の比準要素のいずれか2つ以上がゼロである会社をいいます。

### 2. 比準要素数1の会社の場合

一般の評価会社で、類似業種比準価額≤純資産価額の株価であれば、会社規模区分が大きければ大きいほど株価は低く算定されます。しかし、比準要素数1の会社の場合には、類似業種比準価額のウエイトが会社規模区分に関わらず25%とされているため、想定外の高い株価になってしまうこともあります。そのため、連続して赤字を計上する会社の場合には、比準要素数1の会社に該当しないか注意深く観察しておかなければなりません。

#### ● 一般の評価会社の場合：会社規模区分別純資産価額と類似業種比準価額（単位：円）

	純資産価額	会社規模区分別・類似業種比準価額（注）		
		大会社	中会社	小会社
A社	500	126	108	90
B社	300	210	180	150
C社	150	294	252	210

（注）類似業種比準価額の計算において、斟酌率が大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5とされているため、大会社の類似業種比準価額126円の場合、中会社では $(126円 \div 0.7) \times 0.6 = 108円$ 、小会社では $(126円 \div 0.7) \times 0.5 = 90円$ と計算される。

#### ● 比準要素数1の会社に該当している場合の株価（単位：円）

	大会社	中会社（注）			小会社
		大	中	小	
A社	406	402	402	402	397
B社	277	270	270	270	262
C社	150	150	150	150	150

（※）純資産価額は変動しないものと仮定。

（注）A社が中会社である場合、 $108円 \times 0.25 + 500円 \times (1 - 0.25) = 402円$ となる。

たとえば、A社で会社規模区分が「中会社の小」である場合に、比準要素数1の会社に該当すると、株価は402円（一般の評価会社であれば264円： $108円 \times 0.6 + 500円(1 - 0.6)$ ）となります。そのため、比準要素数1の会社に該当しないように、配当を行うなどの対策が必要となります。（文責：山本和義）